

第 48 回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会における 秋元圭吾委員の発言内容に対するタスクフォース構成員の見解について

令和 3 年 8 月 10 日
内閣府再エネタスクフォース事務局

令和 3 年 8 月 4 日に開催された第 48 回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会における秋元圭吾委員の下記の発言内容について、タスクフォース構成員から別紙の指摘がありましたので、お伝えします。

記

(秋元委員)

ご説明頂きましてありがとうございます。本文のコメントをさせていただく前にですね、ちょっとご説明ではなくて参考資料としてですね、提出された資料の 10 についてですね、ちょっと直前に送られてきたので十分に目を通していませんけども、ちょっとあまりにひどいなという感じを持ちました。少し事実誤認も甚だしいと思う点がですね、何箇所もありますので、こういうのがですね、ここに出てくること自体がですね、私はちょっと正直信じられないような感じをして読んでるところでございます。例えばだけ、あの時間がないのでですね 2 点だけ申し上げますけども、6 ページ目の一番上にですね非化石価値取引市場のことが書かれていますけども、全く認識が間違ってるというふうに思いますので、これは非化石価値取引市場でですね、再エネのコストが上がると書いてますが、投資する方ですね今度はお金が行くようになるわけでありまして、これは炭素税でも一緒でございますので、そういう面では、炭素税とか排出量取引制度でも一緒でございますので、認識がですね完全に間違ってると思います。唯一違うのは、化石燃料のなかでの優劣という部分はこの非化石価値取引市場ではできないわけですけども、そういう認識が間違っていると思います。もう一点申し上げますと、最後でございます。今日丁寧にですね、萩本先生からご説明ありましたけども、統合コストのですね考え方、ここに書かれているのは元々火力発電事業のコストで再エネが入ろうが入るまいが発生している費用というふうな書かれ方がされていますが、まったく認識が間違っていますし、今日ご説明を聞いて分からない方はいないと思うんですけども、このような最低限の知識さえもですね理解も有さないようなですね委員で構成されたような組織がですね、存在していること自体がですね、ちょっとどうかと思います。行政改革すべきですね、まさに対象じゃないかと思ってしまうということを申し上げます。

(別紙)

1. 資料 10 6 ページの記述について

<ご指摘>

「非化石価値取引市場により再エネコストが上がる」と書いているが、(再エネ)投資する方にお金が行くようになるのであり、そういう面では炭素税や排出量取引制度とも同じである。認識が完全に間違っている。

<当方の見解>

秋元委員のご発言内容からは必ずしも明確ではないが、ご指摘は、「非化石価値取引市場により、再生可能エネルギーへの投資にお金が行くのであって、再生可能エネルギーへの投資の原資として活用される炭素税や排出量取引制度と同じである」とのご見解と理解し、下記のとおり見解を述べる。

- まず、炭素税や排出量取引制度などのカーボンプライシングは、二酸化炭素の排出によるコストを排出者に課す制度の総称である。これに対し、日本の非化石価値取引市場は、エネルギー供給高度化法の下で二酸化炭素を排出しない電源由来の電力の利用を求め、「非化石」電源の利用を促進するものであり、二酸化炭素排出コストを排出者に負担させるものではない。両者は異なる考え方に基づく、別の制度である。
- 一方で、秋元委員ご指摘のとおり、再エネの環境価値（「非化石価値」ではなく）を証書で取引することは、再エネの拡大を促す制度として適切なものである。グリーン電力という考え方の一つであり、海外でも広く普及している。だが、当タスクフォースは、以下に述べるように、日本の非化石価値取引市場はそうした制度になっていないと考えている。
- 日本の非化石価値取引市場で取引される非化石証書は、大きく分けて固定価格買取制度下にある FiT 証書と、制度下でない非 FiT 証書の二つである。FiT 証書は再生可能エネルギーであるが、証書の買い上げ分は、再エネ賦課金を低減する目的で低炭素投資促進機構に還元されるため、再生可能エネルギーの投資にはお金が回らない。つまり、現在の制度では、FiT 証書を買っても、新しい再生可能エネルギーが増えるわけではない。
- そのうえ、現在取引されている証書の大部分は非 FiT 証書であり、そのほとんどは、既存の大型水力や原子力である。こちらは、所有者である大手電力会社等へと資金が流れるが、これら発電所は、すでに総括原価方式で建設されたものであり、追加の非化石価値を生み出していない。つまり、「非化石価値取引市場」は、増やすべき再生可能エネルギーへの投資に向かうものとして制度設計されていない。これから固定価格買取制度の支援によらない再生可能エネルギー由来電力の「非化石」価値が非化石価値取引市場で取引されることになるが、その量は現状では非常に少ない。

非化石価値取引市場の効果や評価についてはさまざまな意見があると承知しているが、当方の意見はその 1 つであり、事実誤認または完全な間違いとの評価には当たらない。

2. 資料 10、末尾 統合コストについて

<ご指摘>

意見書末尾に「再エネの統合費用」と称して、『火力のバックアップの費用』などが入れ込まれているが、これは、もともと火力発電事業のコストで、再エネが入ろうが入るまいが発生している費用である。」とあるが、全く認識が間違っている。今日の荻本委員のご説明を聞いてわからない人はいないと思う。

<当方の見解>

- 秋元委員ご指摘の当方の意見は、意見書に記載のとおり、基本政策分科会第 48 回会合の前日に開催された発電コスト検証ワーキンググループ第 8 回会合資料 2 に対するものである。同資料 P4 では、参考①および参考②で試算結果が示されたが、同ワーキングの荻本委員および松尾委員が分析された部分である参考②の結果においては、再生可能エネルギーバックアップ用火力発電の資本費が含まれていないと認識している。

- 一方、参考①で示された、「自然変動電源の導入によって生じる追加費用（機械的試算）」では、既存火力発電所の固定費のうち、再生可能エネルギーの導入に伴い未回収となる費用が含まれていると承知している。具体的には、同資料 P162 において計算根拠が示されており、ここに固定費（火力）未回収分が計算されている。

当方が指摘している点はこの部分である。

- なお、参考①に関する試算方法については、同資料 P155 において、「自然変動電源を導入することに伴い、変動性の大きい自然変動電源のバックアップのために、一定量の火力発電等の設備容量を確保しておく必要が生じることとなり、当該設備容量を維持・確保するための費用が発生し得る。」としている。そして、その費用には、「(a) 自然変動電源導入拡大により、火力発電の稼働が低下し、本来であれば火力の稼働によって賄えたはずの kWh あたりの固定費（資本費）の増加分（中略）を含み得る。」と説明されている。
- また、P163 では、「電源を電力システムに受け入れるコスト（統合コスト）」として「① 他の調整電源（火力等）の設備利用率の低下や燃費の悪化」を勘案するとしている。つまり、自然変動電源のバックアップのために、火力発電等の設備容量を維持・確保するための費用（それには固定費を含みうる）を、統合コストとして勘案したことが読み取れる。基本政策分科会第 48 回会合資料 8「基本政策分科会に対する発電コスト検証に関する報告」にも同様の記載がある（P155 及び P164、ただし文言が一部変更されている）。

火力発電の設備容量を維持・確保するための費用は、火力発電事業そのものの費用であり、これを自然変動電源のバックアップのための統合コストと見るべきかどうかについては、さまざまな意見がありうると承知しているが、当方の意見はその 1 つであり、事実誤認または間違いと評価されるには当たらない。